

(仮訳)

金融庁とミャンマー財務省との間における、証券、保険、
マイクロファイナンス分野についての包括的協力枠組に関する覚書

持続的な発展のための金融・資本市場の重要性に鑑み、また、両国それぞれにおける金融・資本市場の発展及び健全な金融規制の仕組みは相互利益になることを信じ、金融庁（JFSA）とミャンマー連合共和国財務省（MMOF）は証券、保険、マイクロファイナンス分野についての包括的協力関係を確立することを決定した。

この関係において、両当局は、両当局間の協力枠組に関し、以下の法的拘束力を持たない枠組文書に至った。

健全な金融・資本市場の発展及び金融規制の仕組みを促進する目的に資するため、両当局は、継続的な経験及び専門知識の交換プログラムを策定及び実施する目的で、互いに協議する。この観点から、両当局は、人材その他のリソースに応じて、人材交流や研修生プログラムを通じて適切に、金融・資本市場の発展や、両国それぞれにおけるマイクロファイナンス、証券、保険分野の法規制枠組みを促進させるために、以下の点を含むがそれに限定されない諸点についての経験及び専門知識を交換するニーズを協働して特定し、取り組んでいく：

- A. 効果的な金融規制当局及び法制度の整備；
- B. 中長期的な発展のための金融・資本市場のあり方についての政策立案；
- C. 監督指針 / 検査マニュアル；
- D. 個人向け金融サービス；

- E. 中小企業向け金融サービス；
- F. 証券取引所；
- G. 決済システム；
- H. 信用保証制度；
- I. 様々な金融商品や金融手法；
- J. 災害対応；及び
- K. 損害保険料率

この覚書による効果的な協力をより確かなものにするために、両当局はこの覚書の別添 A において連絡担当者を指定する。

この覚書は、両当局による署名の日に発効する。この覚書に基づく協力は、いずれかの当局が相手当局に対し、この覚書を終了する意向を書面により通知した時より 30 日後の有効期限まで、継続する。

両当局は、この覚書に基づき強化された協力は、両当局間の互惠関係につながると確信している。

この覚書は、2014 年 1 月 24 日にミャンマー連邦共和国財務省（ネピドー）で署名される。